



# 鳥取県公報

平成 27 年 1 月 30 日 (金)  
号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（2）（人事企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 規 則

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第2号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第55号）の施行期日は、平成27年2月1日とする。